



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
701号 2018年3月13日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

実効性がなく別の狙いが?

原子力災害の広域避難協定

第1回定例会一般質問 ①-A

杉森議員は3月7日、牛久市議会第1回定例会で、①原子力災害時における広域避難に関する協定、②介護保険制度と生活援助の改定、について一般質問した。今号では①のAを掲載する。

東日本大震災7年

【杉森議員の質問】東日本大震災と福島第一原発事故からあと4日で7年がたとうとしています。

震災で犠牲になった方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、安倍政権による棄民政策によって、現在も絶望的な避難生活を送る避難者や、安倍政権による事実上の強制的帰還政策によって高レベル放射線被ばくを強いられている被災者・被害者の方々に思いを馳せるものであります。



11年3月14日、福島第一原発3号炉爆発

いまだに原子力緊急事態

昨年も申しましたが、7年たった現在も、福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は、解除されていません。つまり、現在もメルトダウンした核燃料の臨界反応が続いている危険性も含め、放射性物質の放出が止まらず、いまだに緊急事態が続いているということです。そして、この緊急事態を理由に、本来許容される放射線被ばくの線量は、年間1m Sv未満ですが、その20倍の20m Svまで許容させられるという異常事態が続いているのです。

チェルノブイリ以下の扱い

チェルノブイリ事故では、日本と比べて経済的にもかなり貧しいウクライナにおいても、事故から5年後に「チェルノブイリ法」を成立させ、被ばく年間線量5m Sv以上は強制移住ゾーン、1m Sv以上5m Sv未満は移住権利ゾーンと定め、住民の生命と健康を放射線被ばくから守るために、はっきりとした基準と政府の責任を示したのです。これは、ロシアでもベラルーシでも同様です。ウクライナなどと比較して、はるかに経済的に豊かと豪語するこの日本で、しかも事故後5年ではなく7年もたった今も、住民に20m Svの放射線被ばくを強制し、住んではいけない所に、住むことを強制しているのです。強制は帰還しない

「日本と原発」河合弘之監督の最新作

日本と再生

牛久上映会

世界を駆動させるのは、溢れる自然の力。地球を一回りして、自然エネルギーの活況を見に行こう。太陽、風、地熱、バイオマス等、よく見れば、日本は資源大国。

日時 3月23日(金) 2回上映

①10時45分上映

②14時30分上映 13時講演 小川仙月

主催 原発いらない牛久の会

入場料 500円 高校生以下無料

住民に対して、補助金を打ち切るなどの経済的強制手段が使われています。

福島では、除染による土などを「仮置き場3年、中間貯蔵施設へ30年、それから最終処分場へ移す」と政府は言いましたが、仮置き場に山積みのまま、3年のハズが早7年です。

国の除染事業も、人件費は国の予算書では一人当たり46,300円ですが、作業員本人に渡るのは15000円程度。二次請け・三次請け四次請け、その間に3万円抜かれ、その大半はゼネコンがピンハネしていると言われます。

2つの避難協定

そのような中、本年1月29日付で「原子力災害時における広域避難に関する協定」が、**いわき市と茨城県35市町村**の間で、35市町村の中に牛久市も含まれて、本年1月29日に締結されたとのことです。福島県原子力災害広域避難計画によれば、国の原子力災害対策指針に基づき、広域避難計画の対象区域は、おおむね原発から30km圏内、いわゆるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の13市町村住民で、割り当て割案によれば、いわき市の平地区の住民104,100人のうち、牛久市に14,200人避難することになっています。こちらの場合は、福島第一原発と福島第二原発の事故を想定しています。

さらに、「原子力災害時における広域避難に関する協定」が、**ひたちなか市と牛久市**の間で本年3月29日に締結される予定とのことです。こちらの場合は、東海第二原発の事故を想定し、避難する対象区域は、同じく原発から30km圏内、いわゆるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の自治体住民で、割り当て割案によれば、ひたちなか市の住民157,000人のうち、牛久市に15,244人避難することになっています。

これらの避難協定については当初から、**避難する交通手段などが伴っておらず、実効性のないものとして指摘されてきました。また、UPZ30キロ圏内だけではまったく不十分であることなどから、むしろ、真の狙いは東海第2原発の延長・再稼働を進めるための前提づくり**ではないかとの指摘もあります。（つづく）

『あるべき労働時間法制』 に関する意見書の趣旨

11/24 日本弁護士連合会

1 1日8時間・1週40時間の労働時間規制の原則を維持しつつ、**三六協定による労働時間の延長の限度**について、次のとおり**法律上規制**することにより、労働時間に量的上限規制を設けるべきである。

(1) **第一段階**として、直ちに、現在告示の形式で規定されている「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」を労働基準法に規定するとともに、いわゆる特別条項に関する規定を廃止すべきである。

(2) **第二段階**として、段階的に、1週・年間等の延長限度の各基準を厳格化するとともに、1日の労働時間の延長限度についても法定化すべきである。**延長の限度基準**としては、将来的には、**1日2時間**（1日の最大労働時間10時間）、**1週8時間**（1週の最大労働時間48時間）、**年間180時間**程度を目指すべきである。ただし、職務の性格等により上記の制限時間の超過が必要やむを得ないと認められる場合、その限度において政令をもって職種ごとに延長可能時間の範囲を規定することができることとすべきである。

2 次のような「勤務間インターバル規制」について、可能な限り早期に、導入すべきである。

(1) 使用者は、始業時刻が固定されているか否かを問わず、勤務開始時点から24時間以内に**連続11時間以上**の休息時間を付与。

(2) 勤務間インターバル規制は、裁量労働制をはじめとする**みなし労働時間制の適用対象者や管理監督者にも適用**。

3 時間外労働・休日労働の割増賃金率について、段階的に、引き上げるべきである。将来的には、**時間外労働の割増賃金率**としては**5割**、**休日労働の割増賃金率**としては**6割**程度を目指すべきである。

4 **全労働者に週休2日制を法律上保障**すべきである。（その他略）